

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

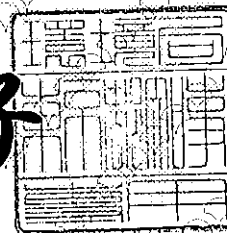
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 5月28日

許可の有効年月日 平成37年 5月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

① 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)

② 廃酸 (pH 2.0以下のもの)

③ 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの)

④ 感染性産業廃棄物

(以上4種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

① 廃酸 (pH 2.0以下のもの) (廃バッテリーに限る。)

② 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの) (廃バッテリーに限る。)

③ 感染性産業廃棄物

(以上3種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番1-2号、12番22号

積替え保管面積：4,057.05m² 最大保管高さ：1.48m

産業廃棄物の種類	保管量
廃酸(pH 2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH 12.5以上のもの) (いずれも廃バッテリーに限る。)	パレット2枚 : 1.44m ³
感染性産業廃棄物	プラスチック容器105個 : 2.10m ³
	保管量合計 : 3.54m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 5月28日 新規許可

平成30年 5月28日 更新許可 第3回

平成31年 2月26日 変更届 積替え保管施設所在地表記の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

(以下余白)

株式会社東京クリアセンター



東京都